

吹田市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業（以下「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業」という。）の登録及び更新並びに法第22条に規定する報告の徴収等の実施に関して、法及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「規則」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 申請者は、法第9条第1項の規定に基づき規則第7条に定める住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、法第9条第2項の規定に基づき法第11条第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面として登録の申請に関する誓約書（様式第1号）及び規則第10条で定める添付書類を添付しなければならない。

(登録の通知)

第3条 法第10条第3項の規定による通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書（様式第2号）により行う。

(登録の基準に適合しない旨の通知)

第4条 法第10条第4項の規定による通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の基準に適合しない旨の通知書（様式第3号）により行う。

(登録拒否の通知)

第5条 法第11条第2項の規定による通知は、登録拒否通知書（様式第4号）により行う。

(登録事項等の変更)

第6条 法第9条第1項に規定する登録事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を規則第17条第1項に定める登録事項等変更届出書に同条第2項に定める書類を添付して市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第7条 法第14条の規定により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を事業廃止届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(登録簿の閲覧)

第8条 法第13条の規定により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿(以下「登録簿」という。)を一般の閲覧に供する場所は、都市計画部住宅政策室とする。

2 法第13条の規定により登録簿を一般の閲覧に供する時間は、吹田市の休日に関する条例(平成2年吹田市条例第24号)第2条第1項に規定する休日以外の日の午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分までとする。

(登録簿の持ち出し禁止)

第9条 登録簿を閲覧する者は、登録簿を一般の閲覧に供する場所から持ち出してはならない。

(閲覧の停止及び禁止)

第10条 市長は、登録簿を閲覧する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録簿の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 登録簿を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 登録簿の閲覧に関して職員の指示に従わないとき。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、登録簿の管理のため特に必要があると認める場合は、登録簿の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

(報告)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、法第22条の規定により、登録事業者に対し登録住宅の管理の状況について報告を求めることができる。

2 前項の規定による報告の徴収は、管理状況報告依頼書(様式第6号)により登録事業者に通知する。

3 前項の規定による通知を受けた登録事業者は、市長が指定する日までに、管理状況報告書(様式第7号)を提出しなければならない。

(指示)

第 12 条 法第 23 条の規定による指示は、是正指示書等（様式第 8・9 号）により登録事業者に通知する。

(改善状況報告)

第 13 条 前条の規定により、必要な措置をとるべきことを指示された登録事業者は、速やかに措置を講じ、措置を講じた旨の改善状況報告書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

(登録の取消しの通知)

第 14 条 法第 24 条第 3 項の規定による登録の取消しの通知は、登録取消通知書（様式第 11 号）により行う。

(文書等の様式)

第 15 条 法の施行に関し必要な文書等の様式は住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に関する事務を所管する部長（次条において「所管部長」という。）が定める。

(委任)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。